

韓国 of 最新知財事情

2017年2月

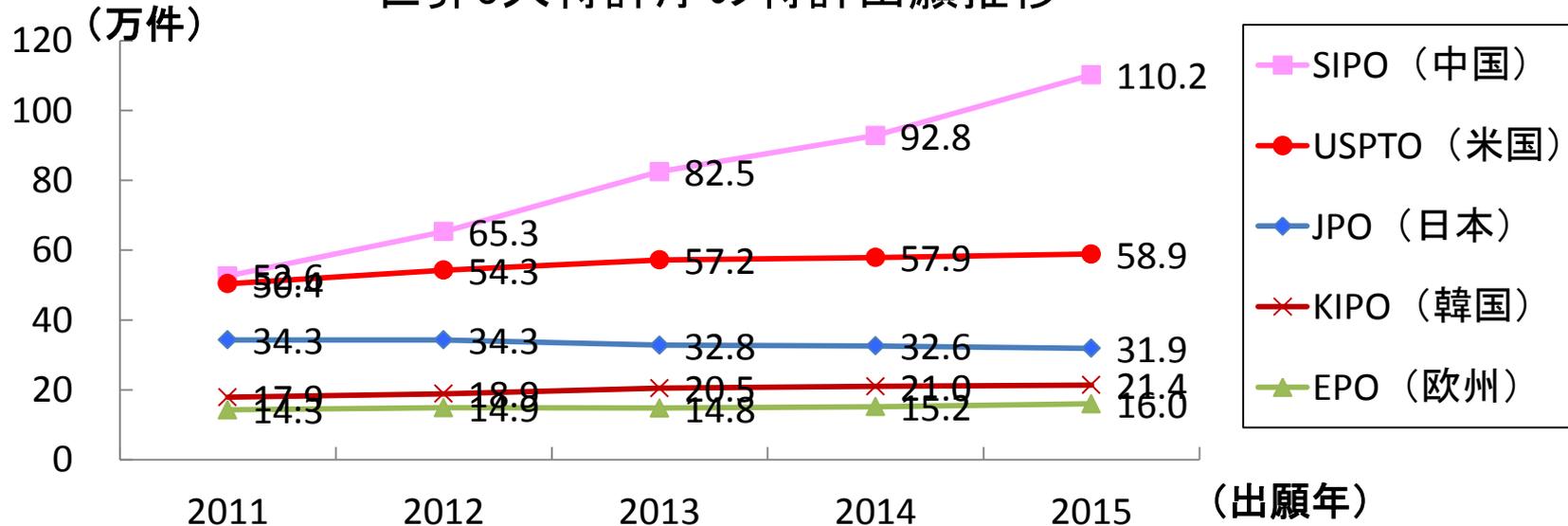
日本貿易振興機構(JETRO)
ソウル事務所 副所長

笹野 秀生

韓国出願動向等

韓国産業財産権出願の傾向

世界5大特許庁の特許出願推移



出所：2016.9 日本特許庁、「特許行政年次報告書2016年度版」

韓国の産業財産権出願推移

(カッコ内は前年比)

年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許	178,924 (5.2%)	188,305 (5.2%)	204,589 (8.3%)	210,292 (2.8%)	213,694 (1.6%)	208,830 (-2.3%)
実用新案	11,854 (-13.2%)	12,422 (4.8%)	10,968 (-11.7%)	9,184 (-16.3%)	8,711 (-5.2%)	7,767(-10.8%)
デザイン	56,524 (-1.2%)	63,135 (11.7%)	66,940 (6%)	64,345 (-3.9%)	67,954 (5.6%)	65,643 (-3.4%)
商標	134,234 (14.3%)	142,176 (5.9%)	159,217 (12.0%)	160,663 (0.9%)	185,443 (15.4%)	181,606 (-2.1%)

* 出所：韓国特許庁「2015年度知的財産白書」、「知識財産統計月報（2016.12）」

知財大国化する韓国

主要国/地域の人口千人当たり出願件数

	件数(万件)			千人当たり出願件数			人口(百万人)
	特許	意匠	商標	特許	意匠	商標	
中国 (SIPO)	110.2	56.9	210.4	0.80	0.41	1.53	1,376
米国 (USPTO)	58.9	3.8	34.1	1.83	0.12	1.06	322
日本 (JPO)	31.9	3.0	12.4	2.51	0.24	0.98	127
韓国 (KIPO)	21.4	7.0	16.1	4.28	1.40	3.22	50
欧州 (EPO/EUIPO)	16.0	8.6	11.8	0.22	0.12	0.16	738

出所：日本特許庁、「特許行政年次報告書2016年版」、総務省統計局「世界の統計2016」よりジェトロソウル作成
 ※商標出願件数のみは2014年、その他は2015年の統計データを使用

登録件数／出願件数比率(2006-2015年)

	日本	韓国
特許	59.4%	55.5%
実用新案	96.9%	46.4%
意匠	86.6%	71.3%
商標	80.2%	55.6%

韓国は特に商標の登録割合が低い傾向が見て取れる

出所：日本特許庁、「特許行政年次報告書2016年版」及び韓国特許庁「知財白書2015」等よりジェトロソウル作成

- ※ 2006-2015年の10年間に登録された件数を、同期間に出願された件数で割った比率。
- ※ 特許については各国特許査定率のデータがあり、日韓の特許査定率は2014年でそれぞれ69.3%, 68.6%である。
- ※ 日韓の実用新案の比率の差異は、無審査主義と審査主義の違いによるもの。

日韓の出願傾向比較

出願人種別毎の割合(2006-2015年)

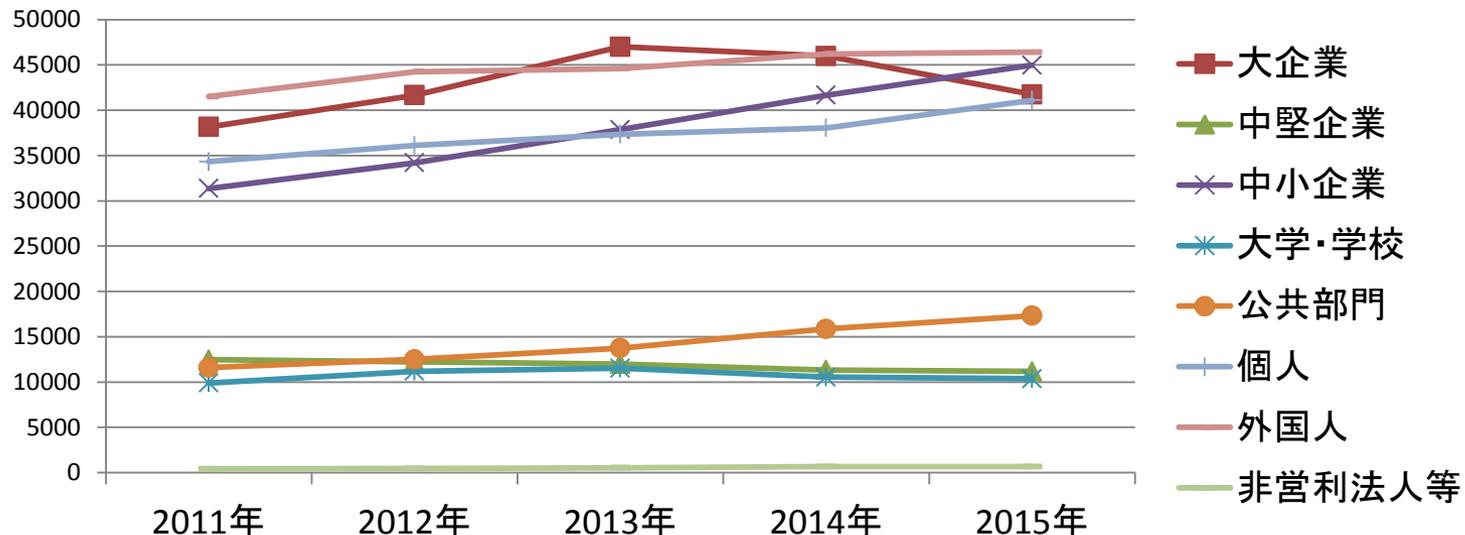
● 日本	個人	法人	外国人
特許	3.0%	97.0%	16.4%
実用新案	36.5%	63.5%	20.4%
意匠	8.1%	91.9%	13.0%
商標	11.5%	88.4%	11.8%

🇰🇷 韓国	個人	法人	外国人
特許	19.2%	80.8%	22.9%
実用新案	65.0%	35.0%	3.0%
デザイン	47.4%	52.6%	5.9%
商標	44.7%	55.3%	9.9%

出所：日本特許庁、「特許行政年次報告書2016年版 統計編」からJETROソウル作成

出所：韓国特許庁、「知識財産統計」2006-2015年からJETROソウル作成

出願人区分別韓国出願件数推移(特許)

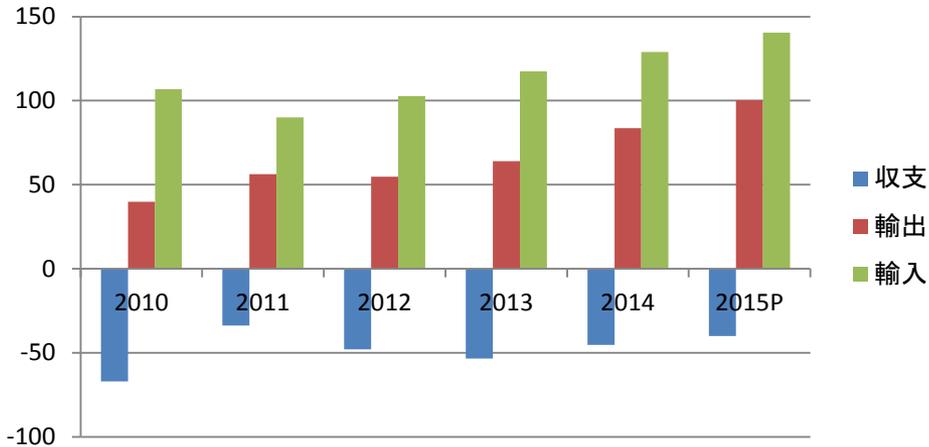


出所：韓国特許庁発表資料「2015年知的財産権出願48万件、5年連続増加」(2016.1.28.)からJETROソウル作成

世界第4位の特許出願数と技術貿易赤字

韓国の知的財産権貿易収支推移

百万ドル



	2010	2011	2012	2013	2014	2015 ^P
收支	-67	-33.8	-48	-53.4	-45.3	-40
産業財産権	-54.8	-23.4	-42.7	-51.2	-48.2	-34.4
内)特実	-45.5	-16.9	-28.9	-44.8	-33.7	-25.8
著作権	-8.8	-5	-2.7	0.2	6.4	6.8
輸出	39.8	56.2	54.7	64.1	83.7	100.3
産業財産権	30	41.4	36.4	36.6	46.2	58.1
内)特実	20.4	30.1	24.8	18	30.1	39.6
著作権	8.9	14	17.5	26.7	35	40.9
輸入	106.8	90	102.7	117.5	129	140.4
産業財産権	84.8	64.7	79.1	87.8	94.3	92.5
内)特実	65.9	46.9	53.7	62.7	63.9	65.4
著作権	17.7	19	20.2	26.5	28.7	34.1

出所：韓国銀行「2015年度中知的財産権貿易収支(暫定)」2016.7.12より

主要国技術貿易収支 (輸出-輸入)

国名	技術貿易収支額(億ドル)	年度
米国	389	2013
日本	267	2014
イギリス	262	2013
ドイツ	124	2013
フランス	20	2003
カナダ	14	2013
イタリア	13	2013
ロシア	-17	2013
韓国	-52	2013

出所：「平成27年科学技術研究調査結果」総務省2015年12月15日
データは、日本以外はOECD「Main Science and Technology Indicators」

→ 收支のマイナスは変わらないが、輸出・輸入とも増加。
米国からの電気・電子製品の知財権輸入が赤字の主要因である構図は変わらない。
しかし、フランス等への医薬品の知財権輸出が増えている。

韓国知財の最新動向

第2次知識財産基本計画(2017-2021)

○国家知識財産基本法に基づき策定された「第1次知識財産基本計画(2012-2016)」が終了し、2016年末に「第2次知識財産基本計画(2017-2021)」が策定された。

○第1次計画では、「知識財産強国」をビジョンとし、質の高いIPの創出と活用を通じたIPの国際的な収支改善、模倣品対策のさらなる強化、国民のIPに関する意識の向上等が掲げられた。この計画に基づいて、営業秘密保護の強化、特許裁判における証拠提出命令の強化、商標ブローカー行為の防止等に関する法律改正がなされ、知財権保護強化が図られた。

○第2次計画では「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指し、5年間4兆7百億ウォンを投入し、5大戦略を推進

- ①高品質IP創出及び事業化の活性化
- ②中小企業のIP競争力の向上及び保護強化
- ③グローバル市場におけるIP活動支援強化
- ④デジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の活性化
- ⑤IPの生態系の基盤強化

最近の主な法改正事項

- 民事訴訟法等一部改正(法律第13521号、2015.12.1公布、2016.1.1施行)
 - －知財権(特許・商標等)侵害訴訟本案事件の管轄集中
 - ※ 1審:全国地方法院5カ所(ソウル、大田、大邱、釜山、光州)、控訴審:特許法院
- 商標法全部改正(法律第14033号、2016.2.29公布、2016.9.1施行)
 - －商標・標章の定義改正
 - －他の商標との類比判断等の判断時期の変更
 - －商標登録の取消審判の請求人適格を何人に拡大 他
- 特許法一部改正(法律第14035号、2016.2.29公布、2017.3.1施行)
 - －特許取消申請制度(異議申立制度)新設
 - －職権再審査制度新設
 - －特許出願の審査請求期間短縮(5年→3年)
 - －審査官職権補正制度の改正 他
- 特許法一部改正(法律第14112号、2016.3.29公布、2016.6.30施行)
 - －鑑定人への説明義務規定新設
 - －侵害に関する証明資料の証拠提出命令新設 他

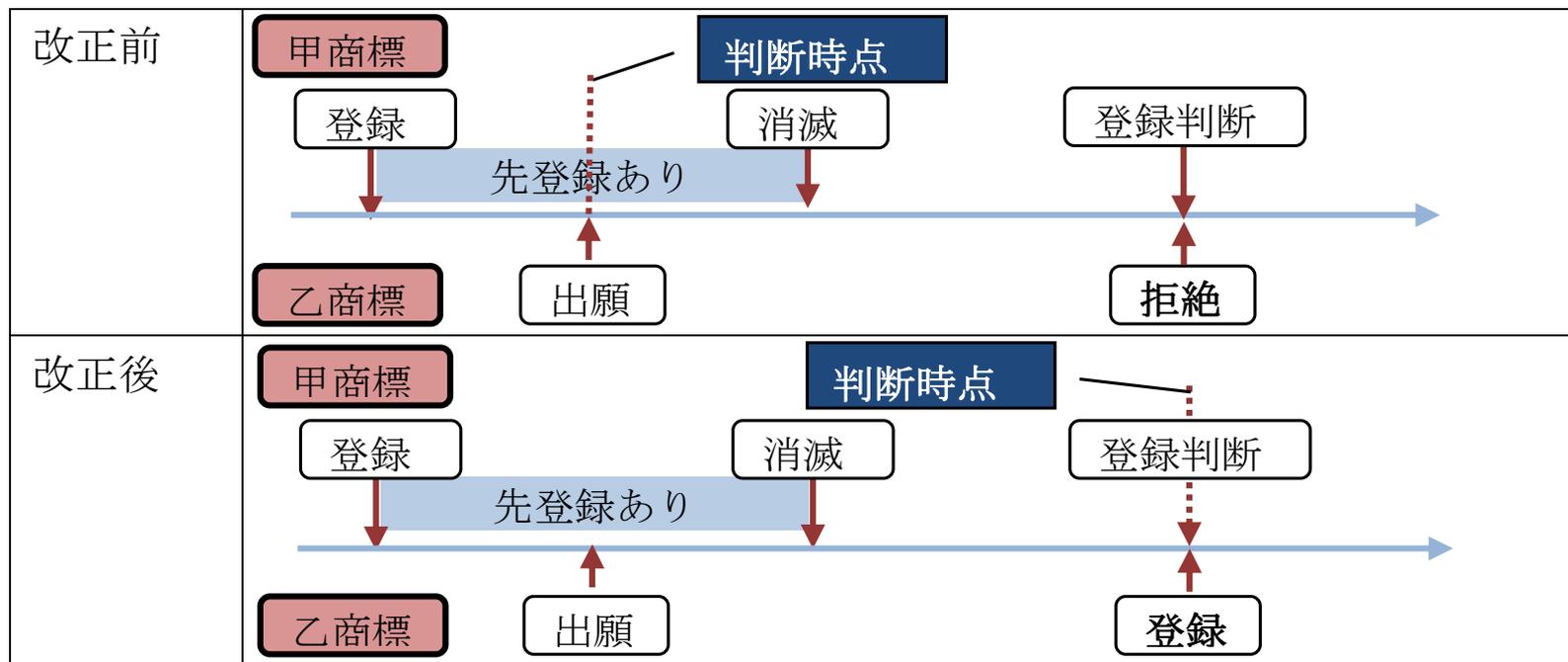
改正商標法(1)

・ 商標・標章の定義の変更(第2条第1項第1号及び第2号)

	改正前	改正後
商標	商品を生産・加工または販売することを業として営為する者が自己の業務に関する商品を他人の商品と識別できるようにするために使用する標章	自己の商品(地理的表示が使用される商品の場合を除き、サービスまたはサービスの提供に関する品物を含む)と他人の商品を識別するために使用する標章
標章	次のいずれかに該当するもの イ. 記号・文字・図形、立体的な形状またはこれらを結合するかこれらに色彩を結合したもの ロ. 他のものと結合していない色彩または色彩の組合せ、ホログラム、動作、またはその他の視覚的に認識することができるもの、 ハ. 音・匂いなど視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形またはその他の視覚的な方法で写実的に表現されたもの	‘記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラム、動作または色彩など’で、その構成や表現方式に関係なく商品の出所を示すために使用される全ての表示
サービス標	サービスを営む者が自己のサービスを他人のサービスと識別できるようにするために使用する標章	(削除)

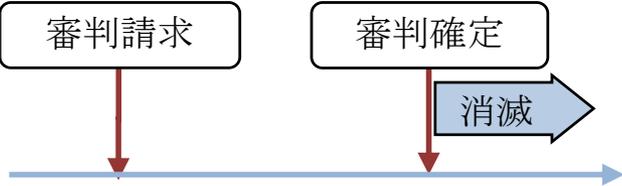
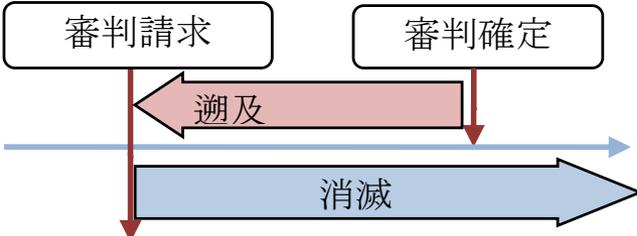
改正商標法(2)

- 先出願による他人の登録商標と同一類似する商標に該当するか否かを、出願時ではなく、登録拒絶決定時又は登録決定時を基準に判断(第34条第1項第7号)



改正商標法(3)

- 商標登録の取消審判の請求人適格を誰でもに拡大し、商標の不使用による取消審判の審決が確定した場合、請求日を遡及して商標権が消滅するようにする(第119条第6項・第7項)

改正前	改正後
(請求人の適格) -利害関係人(証明要)	(請求人の適格) -誰でも(証明不要)
(権利消滅時点) 	(権利消滅時点) 

現在検討されている法改正

- 営業秘密保護制度改革
 - 秘密管理性の定義変更や懲罰的損害賠償請求制度導入などが議論されている
- 無効審判制度改革
 - 日本のように無効理由・証拠の追加提出に制限を加える方向で議論中
- 職務発明制度改革
 - 2014年に従業者有利な制度に舵を切ったが、企業の意見をいれて再度改正が議論されている

営業秘密保護制度改正の動き

- 2016.8.18に以下の内容を含む改正案が立法予告され、2017.1.18に国会に提出されているところ。

イ. 営業秘密定義規定の整備(案第2条)

- 「合理的な努力により秘密に維持」 → 「秘密に維持」

ハ. 営業秘密を悪意的に侵害した場合、3倍以内損害賠償額認定規定の新設(案第14条の2第6項)

- 侵害者の故意の程度、侵害行為の期間及び回数等諸事情を考慮し、**実損害賠償額の3倍以内**で損害額を認定

ニ. 営業秘密侵害行為等に関する罰則規定の整備(案第18条)

- 営業秘密侵害行為の**罰則対象範囲を拡大**(不正な方法による営業秘密取得行為、営業秘密の返還拒否行為等を追加)。

営業秘密の海外流出：最新事例

<サムスン電子からの半導体製造技術流出事件>

- 事案 サムスン電子のスマートフォン向け半導体チップの製造技術(国家中核技術)に関する情報を担当役員A氏が中国の会社に提供する目的で持ち出そうとした事例
- 現在の状況 2016.7.30にA氏が情報を持って社外に出るところを拘束され、10.20に拘束起訴

<エリクソンLGからの移動通信技術流出事件>

- 事案 エリクソンLGの移動通信技術(LTE)に関する情報等を、同社の従業員であったB氏等が中国ファーウェイ社の韓国法人に転職する際に外付けHDに入れて持ち出したとされる事例転職者はいずれも前の会社の地位よりも昇格している
- 現在の状況 エリクソンLGがB氏等及びファーウェイ社韓国法人を告訴し、検察が会社を家宅搜索、2016.9.19にB氏等4名とファーウェイ社韓国法人を検察が在宅起訴

特許無効審判制度改革を巡る議論

- 特許庁の改革案(2016.1～、5,6月には公開シンポジウム)
 - 無効理由・証拠提出時期の制限(審判・裁判共)
 - ⇒日本型制度への移行
- 裁判所・弁護士の反論(2016.5くらいから意見公開)
 - 後から決定的な証拠が出てきた場合に提出できないと、紛争解決が長引く等の弊害が大きい
 - 侵害訴訟で無効の抗弁を行う時には控訴審でも証拠を後から出せるのに矛盾している
 - 新しい理由・証拠を裁判所(特許法院)に提出できないのは、国民の裁判を受ける権利を侵害しており違憲の疑いすらある
- 裁判所からのカウンターパンチ
 - 「無効審判必須前置主義」の廃止という改革案の影響を調査するため、「特許等産業財産権の行政審判の義務的前置主義の見直し」に関する研究事業を、外部に委託(2016.10)

職務発明制度改正の動き

- 2014.1.28施行の改正法
 - 従業者が適切に職務発明補償を受けられるよう、以下の規定を含む制度を導入
 - 従業者等との協議を経て作成された職務発明規定が無い場合は、使用者等(中小企業以外)は、その特許権等の通常実施権を受けられない。
 - 特許を受ける権利を承継するためには、発明完成の通知を受けてから4か月以内に文書で承継如何を通知する必要がある。権利を承継しない場合でも、通知をしなければ権利の承継を放棄したとみなされ、発明者の同意なしには通常実施権も得られない。
 - 使用者は、補償形態と補償額決定基準、支払い方法などが明示された補償規程を作成しなければならない。
- 2016.8.28の立法予告(その後2017.1.19に国会に提出)
 - 職務発明補償制度を導入していない企業にも通常実施権は保障する特許を受ける権利の自動的な予約承継を認めるなど、企業負担を軽減する内容

司法の動き

「IPハブコート推進委員会」による法院改革の議論

- (1) 裁判官の専門性強化
 - IP専門裁判官として最適な裁判官の選任(兼任も含む)、勤務期間の長期化、博士級以上の優秀技術人材の採用、国際機構等にIP専門裁判官を派遣
- (2) IP紛争における効率的なADRの拡大策
 - 特許法院に知的財産紛争解決センターを設立(韓国におけるアジア紛争解決機構の実現)、必要な立法措置推進
 - ⇒2016.4に特許法院に調停委員会を設置
- (3) IP Hub Courtの実現に向けた未来発展戦略
 - IP Courtの国際化-国際的アクセス向上(英語弁論及び英語証拠提出等の許容や判決文の英語化)
 - 電子訴訟の国際的活用、IP Courtの国際的交流の拡大等によるステータスの強化
 - 予測可能で迅速且つ公正なIP訴訟手続きの実現
 - 証拠調査手続きの実効性強化
 - 損害賠償適正化

※(3)の最後の2つは、「特許ハブ国会推進委員会」の議論とも重なる。

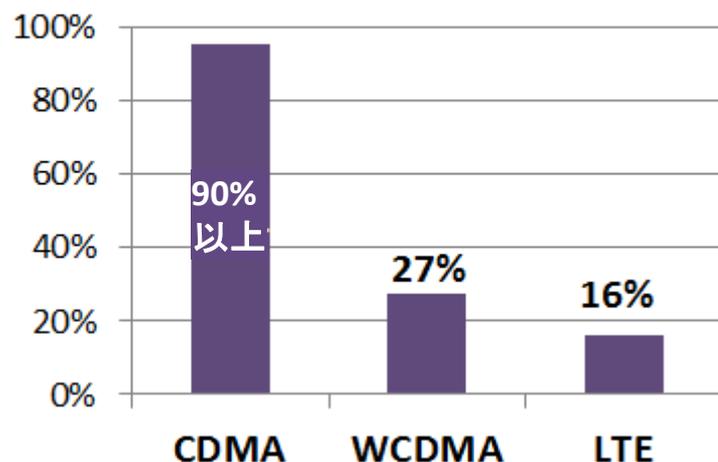
公正取引委員会の動き

- 知識財産権の不当な行使に関する審査指針改訂
 - 2014.12.17の改訂で「事実上(デファクト)標準特許」も「標準必須特許」と同様に規制を適用するとされたが、特許権の行使を過度に制限しかねないとの意見が強かった
 - 2016.3.23の改訂で、事実上標準特許に対しては、標準必須特許への規制は適用されず、通常の特許権行使ができるということが確認された。ただし、事実上標準特許であっても、その独占的地位を濫用して実施許諾を不当に拒絶する行為については、例外的に特許権の行使を規制するとしている。
- 米マイクロソフトの標準必須特許に対する同意議決
 - マイクロソフト社(MS)が、2013.11にNokia社の携帯電話機事業を買収する契約を締結し、MSがNokiaの携帯電話関連特許を多数取得したことに伴い、MSは特許権濫用への懸念を払拭するために、2014.8.27に特許権利用に関する対応案を自ら公取委に提出。その対応案を公取委が修正・補完して、最終的に確定するという「同意議決」という形で決定がなされた(2015.8.24公取委公表)。
 - FRAND条件付きの標準必須特許への規制に加え、事実上標準特許の行使にも、ライセンス料を現行以下にするなどの規制をするという内容になっている。
- クアルコムのLTE等の標準特許濫用に対する議決(次ページ)

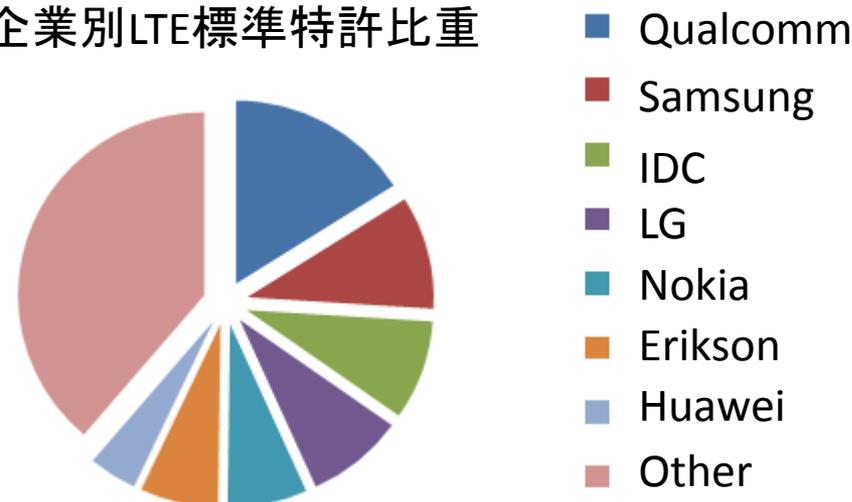
特許権行使に関する公取の決議

- 韓国公正取引委員会は、通信チップセット・特許ライセンス事業者、クアルコム^①の市場支配的地位の濫用行為に対して、是正命令に加え課徴金1兆300億ウォンを課することを決定(2016.12.21)。
- クアルコム^①のLTE等の標準特許に関する以下の行為が問題となった。
 - 移動通信標準必須特許のライセンスの提供を拒絶又は制限する措置
 - 不当なライセンス契約の締結を強要
 - 正当な代価の算定手続きを経ずに一方的に定めたライセンス条件を強要
- クアルコム^①には、2006年にも是正措置と共に2,731億ウォンの課徴金が課せられている(現在大法院に係属中)。

移動通信標準別クアルコム特許比重

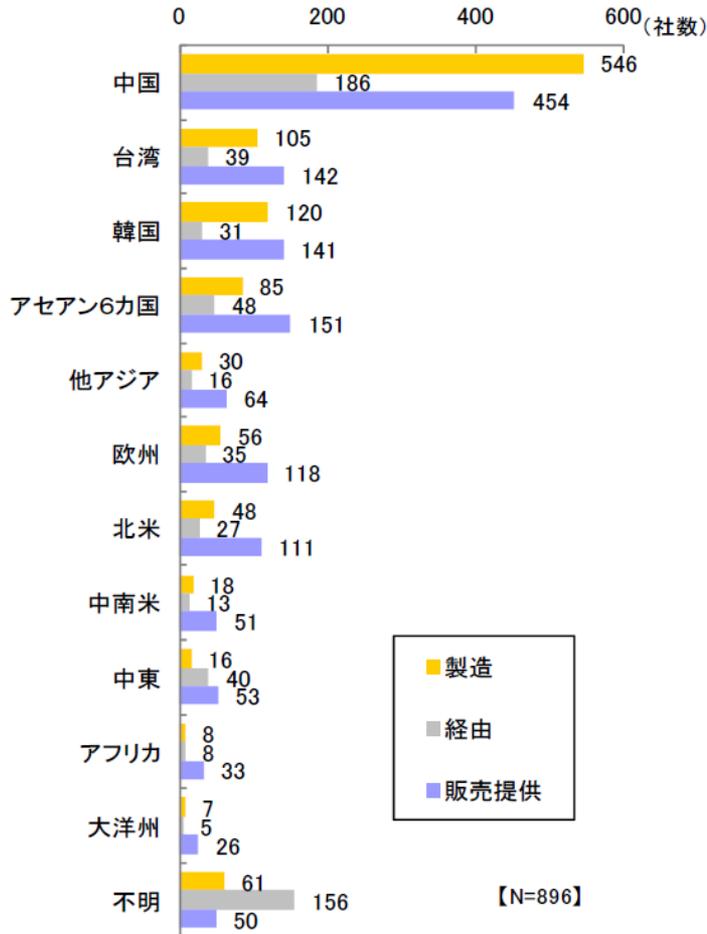


企業別LTE標準特許比重



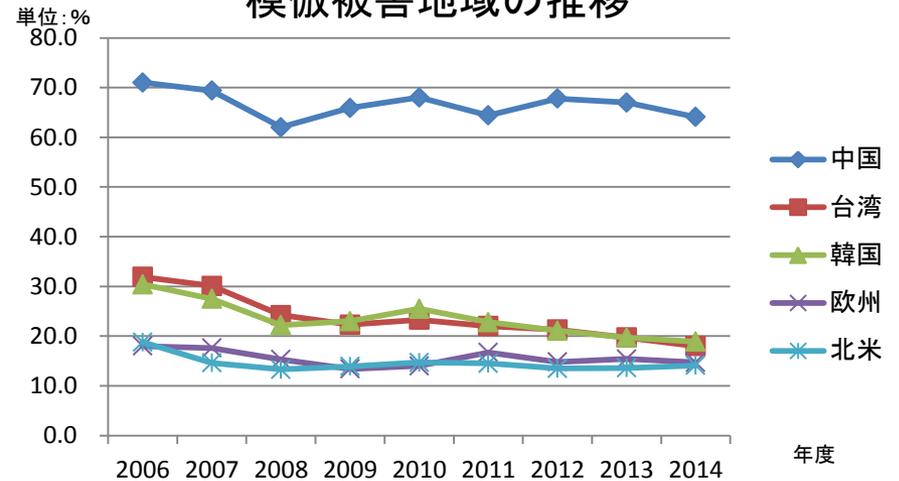
模倣品に関する状況

海外において模倣被害を受けた国・地域

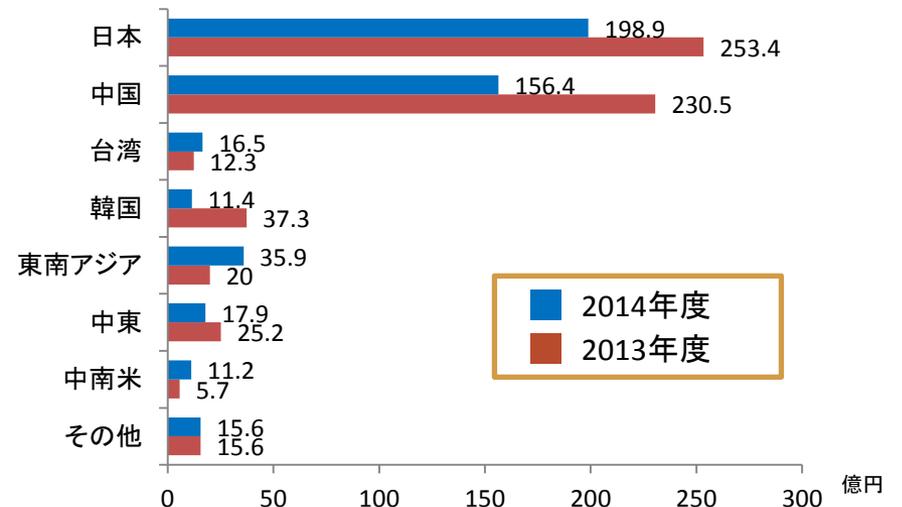


2014年度において模倣品の製造、販売、経由のいずれかの被害を受けたと回答した社の数(複数回答)

模倣被害地域の推移



模倣被害額の推定値



旅行者による模倣品購入の傾向

<日本における旅客携帯品の任意放棄件数(仕出国(地域)別)>

左欄:件数、右欄:点数

	2013年		2014年		2015年		前年比	
中国	358	13,816	470	16,890	386	19,657	82.10%	116.40%
韓国	645	11,276	444	7,801	288	7,035	64.90%	90.20%
フィリピン	83	960	129	1,265	101	1,327	78.30%	104.90%
ベトナム	55	1,082	43	589	92	2,508	214.00%	425.80%
香港	39	2,177	61	2,705	76	1,589	124.60%	58.70%
その他の国(地域)	44	223	120	1,496	116	2,934	96.70%	196.10%

出所: 2016年3月4日付け財務省報道発表資料

(http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2015/20160304c.htm)より

<参考: 各国・地域別 日本人訪問者数>

訪問先	2013年	2014年	2015年	前年比
中国	2,877,533	2,717,600	2,497,700	-8.1%
韓国	2,747,750	2,280,434	1,837,782	-19.4%
フィリピン	433,705	463,744	-	-%
ベトナム	604,050	647,956	671,379	3.6%
香港	1,057,033	1,078,766	1,049,272	-2.7%
米国	3,730,287	3,620,224	-	-%
台湾	1,381,142	1,634,790	1,627,229	-0.5%

出所: 2016年12月2日JNTOホームページ掲載資料(<http://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/20160901.pdf>)より

<旅行者等に向けたキャンペーン>

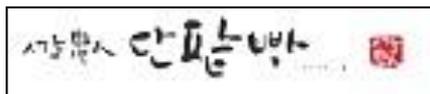


韓国への旅行者が良く訪れるサイト(KONEST)にバナー広告を掲載し、ニセモノ購入防止を呼び掛け

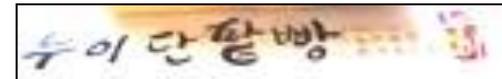
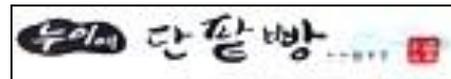
模倣品への対策（不競法適用事例）

- あんぱん店トレードドレス事件（ソウル高等法院2016.5.12言渡し、2015ナ2044777号）
 - 1審はあんぱん店の看板の形状、売場の配置及びデザイン等の、いわゆるトレードドレスを模倣して売場を運営する被告B,Cの行為が、「不正競争行為の一般条項」に該当すると認め、該トレードドレス使用禁止と損害賠償約9,500万ウォンの支払いを命じた。
 - 控訴審でも内部インテリアデザイン（意匠的要素）を含む全体が「営業の総合的イメージ」として原告の「相当な投資または労力により作成された成果」と認定され、第1審の判決が支持された。

原告トレードドレス



被告B,Cトレードドレス



※左はB,Cが共同で出店し、右はその後Bが単独で出店したもの

ご清聴ありがとうございました!
감사합니다!

韓国知財最新情報は以下の頁をご覧ください

「JETRO Seoul 知財チームホームページ」

<http://www.jetro-ipr.or.kr/>